

大東市公用車等の解体処分に係る公売（一般競争入札）入札募集要領

平成24年1月19日

大東市長 岡本 日出士

大東市公用車（消防ポンプ自動車）および小型動力ポンプならびに発電機について、下記のとおり入札により解体目的で売却します。

1. 売却予定車両等の概要

(1) 売却車両台数 1台

登録番号	大阪 88 せ 9000
車名	消防ポンプ自動車
型式	KC-FE538B改
原動機の型式	4D35
初年度登録	平成8年2月
走行距離	65,845 Km（平成23年12月末日現在）
総排気量	4.56L

(2) 保有資機材

小型動力ポンプ	2台
発電機	1台

(3) その他

- ① この消防ポンプ自動車および小型動力ポンプならびに発電機は、解体処分を行い解体時の写真を提出するとともに、車両は永久抹消登録を行ってください。
- ② 掲載している消防ポンプ自動車の写真は、引き渡しする前に資機材等を外していることがありますのでご了承のほどお願いします。
- ③ 現地説明は実施しませんので、車両をご覧になりたい場合は、大東市消防本部警防課まで申し出てください。

2. 最低入札価格

金175,000円（車両1台・小型動力ポンプ2台・発電機1台分）

3. 入札参加資格

(1) 下記の資格を有するものに限りです。

- ① 都道府県知事より引取業登録等通知書を受けているもの。
- ② 都道府県知事よりフロン類回収業登録等通知書を受けているもの。
- ③ 古物商免許を有すること。
- ④ 産業廃棄物処理が可能であること。
- ⑤ 永久抹消登録に係る各種手続が可能であること。

(2) 次の事項に該当するものは、入札に参加することはできません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 契約締結後、本市消防本部が指定する期限までに売買代金を一括納付できない者
- ③ 入札参加申込書を提出していない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

4. 入札参加申込および入札書の到着期限ならびに方法

到着期限までに届くよう、ゆとりを持って早めに郵送手続きを行ってください。

(1) 到着期限

平成24年2月13日（月）到着分まで

(2) 提出方法

最寄りの郵便局の窓口にて、「簡易書留郵便」で郵送手続きを行ってください。

※ 「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。ポストからの投函はできませんので注意してください。

(3) 郵送の宛先

〒 574-0037 大阪府大東市新町13番35号

大東市消防本部警防課 行

(4) 提出書類

封筒に入れ、のり付けして提出してください。

- ① 入札参加申込書

② 入札書（中封筒に入れ、封緘してください）

③ 古物商免許（写し）、引取業登録等通知書（写し）およびフロン類回収業登録等通知書（写し）

※ 注意事項

① 本件入札に参加される方は、入札物件の法令上の規則等をご承知の上、参加してください。

② 本市消防本部への持参による入札参加申込書の提出は、受け付けしません。

③ 申込に当たって、虚偽の記載がなされた場合は、その申込は無効とします。

④ 提出された書類は返却しませんので、ご注意のほどお願いします。

⑤ 提出された書類は、情報公開の対象とはしません。

⑥ 封筒については、特に指定はいたしません。

5. 入札書等の記入方法

(1) 所在地、名称、代表者職氏名、入札金額等を記入し、印鑑を押印してください。

使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。法人の場合は、社印と代表者印を押印してください。

(2) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

(3) 入札金額は、消費税および地方消費税を含めない金額を記入してください。

(4) 金額の訂正は認めません。新しい入札書を利用してください。

(5) 入札書の金額、名称、印影または重要な文字が誤脱もしくは不明なときは無効となります。

(6) 入札書の日付は、入札日（平成24年2月17日）を記載してください。

(7) 入札書を入れる中封筒の表面には、件名（今回は、大東市公用車（消防ポンプ自動車1台・小型動力ポンプ2台・発電機1台）売払）を記載し、裏面には入札者の所在地、名称、代表者職氏名、電話番号を記載してください。

6. 開札

到達した入札書が入った封筒は、指定された開札日時まで開封せずに保管します。

(1) 日時 平成24年2月17日（金）午前10時00分～

(2) 会場 大東市新町13番35号

7. 開札の立会い

開札時には、当該入札参加者のうちから2者以上の方を選定し、立ち会っていただきます。

(1) 立会人には、開札前日までに電話で連絡します。

(2) 立会人の確認事項は、以下のとおりです。

① 入札執行の公正性

② 封筒の封緘について

③ 失格札について

④ 開札状況・落札候補者および不調の決定について

(3) 立会人の方には、入札終了後、別に定める「立会人確認書」に署名・押印していただきます。

8. 落札候補者の決定

(1) 前記2に定める最低入札価格以上であって最高の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とします。1者以上の有効な入札があれば、入札は成立とします。

(2) 落札候補者から辞退届が提出された場合は、次に高額の入札者を落札候補者とします。

(3) 落札候補者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きで落札候補者を決定します。

9. 入札の中止または無効

(1) 入札を実施することが困難な事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(2) 次に掲げる事項に該当する場合には、入札を無効とします。

① 指定された郵送方法以外の方法で郵送したもの

② 到着期限（郵送締切日）を過ぎて到着したもの

③ 中封筒が封緘されていないもの

④ 本件について、2以上の入札をしたとき

⑤ 入札書に誤記入・記名・押印がない入札

- ⑥ 入札書の金額を訂正した入札
 - ⑦ 入札書の金額、名称、印影または重要な文字が誤脱もしくは不明な入札のとき
 - ⑧ 明らかに連合と認められる入札
 - ⑨ 最低入札価格に満たない金額での入札
 - ⑩ 入札参加資格を有しない者の行った入札
- (3) 入札を中止、延期または無効とした場合に、入札に参加しようとする者および入札者が損失を受けても、市消防本部はその損失を補償しません。

10. 入札結果

入札結果は、直ちに電話で落札候補者のみに対して行うものとし、落札候補者の所在地、名称（個人の場合は住所、氏名）、入札金額についてはホームページ上で公表します。

なお、落札候補者以外の方については、市のホームページ上で入札結果をご覧ください。電話でのお問い合わせはしないでください。

11. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金については、免除します。
- (2) 落札候補者が、売買契約を締結しない場合には、その落札を無効とします。
- (3) 契約保証金については、大東市契約規則第31条第2項第4号を適用し免除します。
- (4) 売買契約に要する収入印紙およびその他の費用は、落札候補者の負担とします。

12. 入札参加資格審査

- (1) 落札候補者は、平成24年2月27日（月）午後3時までに税務署発行の納税証明書（法人の場合は平成22年度分のその3の3、個人の場合は同年度分のその3の2）（写し可）と誓約書を提出してください。
ただし、国税が非課税の場合は、非課税証明書（写し可）を提出してください。
- (2) 落札候補者は、国税および地方税の滞納していないことが証明できるものがあれば提出してください。
- (3) 参加資格を満たさなかった落札候補者の入札は無効とします。その場合、次に高額の入札者を落札候補者とします。なお、その場合の手続き等については、別途示します。

1 3. 契約の締結および代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した額になります。
- (2) 参加資格の確認ができた落札候補者には、売買契約を締結していただきます。
- (3) 売買代金は、平成24年2月27日（月）までに一括全額納入していただきます。

1 4. 引渡条件等

- (1) 落札者が買受代金を全額納付したときに公売財産を取得し、速やかに落札者にて一時抹消登録および解体処分を行っていただきます。
- (2) 一時抹消登録を行ったときは、登録識別情報等通知書を提出してください。
- (3) 解体処分を行ったときは、速やかに解体現場の写真を提出および永久抹消登録してください。
- (4) 永久抹消登録を行ったときは、登録事項等証明書を提出してください。
- (5) 物件の落札者への引渡方法は、現状渡しとします。
- (6) 売却車両の売買契約および搬送等に係る全ての費用は、落札者の負担とします。また、搬送等の際の事故について市消防本部は、一切責任を負いません。
- (7) 永久抹消登録手続に要する書類については、落札者により全て用意するものとします。
- (8) その他、ここで規定されていない事項については、大東市契約規則を適用します。

1 5. 問い合わせ先

本件についての質疑については、平成24年1月27日（金）午後3時までに、「質問書」により、大東市消防本部警防課まで行ってください。なお、質疑に対する回答は、本市ホームページで行います。

〒 5 7 4 - 0 0 3 7

大阪府大東市新町13番35号

大東市消防本部警防課 電話 072-875-0249

FAX 072-872-2341